

# 一般社団法人 日田青年会議所定款

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人日田青年会議所（英文名 Junior Chamber International Hita）と称する。

### 第2条 (主たる事務所)

この法人は、主たる事務所を大分県日田市三本松2丁目2番16号に置く。

### 第3条 (目的)

この法人は、明るい豊かな社会の実現のため、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 地域社会における経済、社会、文化等に関する問題の研究及び社会開発計画の積極的推進を図り、地域社会に貢献すること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員相互の連携を図ること。
- (3) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解を深め、世界の繁栄及び平和に寄与すること。
- (4) その他明るい豊かな社会の実現に関するもの。

### 第4条 (運営の原則)

この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わない。

2. この法人は、これを特定の政治団体のために利用してはならない。

### 第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 政治、産業、経済、社会、文化等に関する調査研究並びにその改善に資する計画の立案及び実現を推進する事業
- (2) 会員の指導力向上を図るための修練並びに知識及び教養の習得に関する事業
- (3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解及び親善を増進する事業
- (4) 地域貢献や社会奉仕に関する事業
- (5) 青少年の健全な育成に関する事業
- (6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

### 第6条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第2章 会 員

### 第7条 (種類)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下単に「一般法人法」という。）上の社員とする。

#### (1) 正会員

日田市並びに玖珠郡に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の者で

理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、事業年度の途中において40歳に達した正会員は、その事業年度の終了の日までは正会員としての資格を有する。

#### (2)特別会員

年齢が40歳に達した事業年度の終了の日において正会員であった者で、理事会において別に定める終身会費を納入したものを特別会員とする。

#### (3)名誉会員

この法人に功労のあった者で、理事会において推薦されたものを名誉会員とする。

2. 直前理事長と監事は40歳に達した場合でも正会員としての資格を有し得る。

3. 既に他の青年会議所の正会員である者は、この法人の正会員となることはできない。

#### 第8条（権利）

正会員は、この法人の目的を達成するために必要なすべての事業に平等に参加する権利を有する。

#### 第9条（義務）

正会員は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の目的を達成するために必要な義務を負う。

2. 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### 第10条（入会）

正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦を得て、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 理事会で入会を承認された際には、所定の納期までに入会金を納めなければならない。

#### 第11条（休会）

やむを得ない理由によりこの法人の目的を達成するために必要な事業に長期間参加することができない正会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。

2. 休会中の会費はこれを免除しない。ただし、会費減額の申請があった場合には、理事会に於いて協議を行い、総会に於いて承認を得る必要がある。

#### 第12条（退会）

正会員が、退会しようとするときは、その事業年度の会費を納入のうえ、理事長に退会届を提出しなければならない。

#### 第13条（除名）

正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1)この法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2)この法人の秩序を乱す行為をしたとき。

(3)1年以上会費納入義務を履行しないとき。

- (4)この法人が実施する事業参加の義務を履行しないとき。  
(5)その他会員としてふさわしくない行為をしたと認められるとき。
2. 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

#### 第14条 (資格の喪失)

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1)退会したとき  
(2)成年被後見人又は被保佐人になったとき  
(3)死亡又は失踪宣告を受けたとき。ただし、正会員が死亡した場合には、当該事業年度において物故会員として、その名を残すことができる。  
(4)除名されたとき

#### 第15条 (抛出金の不返還)

退会又は資格喪失し、もしくは除名された正会員が納入した会費、その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 総 会

#### 第16条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第17条 (種類)

この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

#### 第18条 (招集)

定時総会は、毎年1月及び9月に開催することを常例とし、理事長が招集する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催し、理事長が招集する。

- (1)理事会が必要と認めたとき。  
(2)総正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して書面をもって招集の請求があったとき。  
3. 前項第2号に規定する請求があったときは、理事長は、その請求があった日から6週間以内に総会を招集しなければならない。  
4. 総会を招集するには、正会員に対して会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

#### 第19条 (議長)

総会の議長は、総会において、出席者の中から選任する。

#### 第20条 (定足数及び議決)

総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
3. 前項の場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。

#### 第21条（書面議決等）

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

#### 第22条（議決権）

正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

#### 第23条（権能）

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 法人運営規程、役員選任規則その他の規則及び規程の設定、変更及び廃止
- (4) その他この法人の運営に関して法令で定められた事項

#### 第24条（議事録）

総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数（書面議決者及び議決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録者署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定められた事項

2. 議事録には、議長及び出席正会員の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

### 第4章 役 員

#### 第25条（種類及び数）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長6名以内
- (3) 専務理事1名
- (4) 室長6名以内
- (5) 理事7名以上34名以内（理事長、副理事長、専務理事及び室長を含む）
- (6) 監事2名以上3名以内

2. 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とし、その他の理事をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### 第26条（選任）

役員は、この法人の正会員の中から総会において選任する。

2. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
3. 理事長、副理事長、専務理事、室長及びその他の業務執行理事は理事会において選任する。

#### 第27条（任期）

役員任期は、毎年1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、監事の任期は毎年1月1日から翌年の12月31日までの2年間とする。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、再任を妨げないものとする。
4. 役員は、役員が欠けた場合又は法令及びこの定款で定めた役員員数を欠いたときは、任期満了の場合又は辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第28条（任務）

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 監事は、一般法人法第99条に規定する職務を行うとともに、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
3. 理事長は、この法人を代表し、業務を総括する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
5. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を総括する。
6. 室長は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、業務を処理する。

#### 第29条（辞任及び解任）

役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、次の各号における場合、総会の議決において解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき
- (2)この法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき

3 役員を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

### 第5章 直前理事長・顧問

#### 第30条（直前理事長）

この法人には、直前理事長を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
3. 直前理事長は、理事会での諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
4. 直前理事長任期は第27条1項の規定を準用する。

#### 第31条（顧問）

この法人には、顧問を置くことができる。

2. 顧問は直前理事長以外の理事長経験者又は、公益社団法人日本青年会議所（九州地区協議会及び大分ブロック協議会を含む）役員出向経験者の中から、理事会の承認を得て理事長が指名する。
3. 顧問は、理事会での諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
4. 顧問の任期は第27条1項の規定を準用する。

## 第6章 理事会

### 第32条（構成）

理事会は、第25条の役員をもって構成する。

### 第33条（招集）

理事会は、毎月1回以上開催し、理事長がこれを招集する。

2. 理事長は、理事から会議の目的たる事項を示して書面をもって招集の請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

### 第34条（議長）

理事会の議長は、理事長又は理事長が指名する副理事長若しくは専務理事がこれに当たる。

### 第35条（定足数及び議決）

理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2. 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決する。

3. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### 第36条（権能）

理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき議案

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

### 第37条（議事録）

理事会の議事録については、第24条の規定を準用し、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。同条第1項第2号中「正会員」とあるのは「理事」と、同項第3号中「正会員の数（書面議決者及び議決委任者を含む。）」とあるのは「理事の氏名」と読み替えるものとする。

2. 理事会の議事録は、その会議において出席した理事長及び監事が署名しなければならない。

## 第7章 常任理事会

### 第38条（構成）

常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び室長をもって構成する。

2. 直前理事長、監事は、常任理事会に出席し、意見を述べるができる。

### 第39条（招集）

常任理事会は、理事長が毎月1回以上招集する。

#### 第40条（議長）

常任理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第41条（定足数及び決議）

常任理事会は、その構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2. 常任理事会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。

#### 第42条（権能）

常任理事会は、理事会提出議案を事前に協議する。

2. 常任理事会は、各委員会、各室間の連絡調整を図る。

3. 常任理事会は、以下の事項を審議処理する。

(1) 理事会から委託された事項。ただし、法令及びこの定款に規定された総会決議事項、理事会決議事項は除く。

(2) その他、総会及び理事会に諮る必要のない事項。

#### 第43条（議事録）

常任理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。この場合においては、第24条の規定を準用する。同条第1項第2号中「正会員」とあるのは「常任理事」と、同項第3号中「正会員の数」とあるのは「常任理事の氏名」と読み替えるものとする。

2. 常任理事会の議事録は、出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

## 第8章 例会・委員会及び事務局

#### 第44条（例会）

この法人は、第3条の目的を達成するための会員相互の連携の場として、毎月1回例会を開く。

2. 例会の運営に関する事項は、理事会の議決により定める。

#### 第45条（委員会の設置）

この法人に、第3条の目的を達成するために必要な事項を調査研究し、及び実施するため委員会を設置する。

#### 第46条（委員の構成）

委員会は、委員長1名、副委員長1名以上及び委員若干名をもって構成する

2. 委員長及び副委員長は、正会員の中から総会の承認を得て理事長が任命する。

3. 委員は正会員の中から理事会の承認を得て委員長が任命する。

4. 正会員（理事長、直前理事長、副理事長、専務理事及び室長を除く）は、いずれかの委員会に所属しなければならない。

#### 第47条（事務局）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長を置くことができる。

3. 事務局長は、理事長の命を受け、この法人の事務を処理する。
4. 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任命する。
5. 前3項に規定するもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

## 第9章 資産及び会計

### 第48条（資産の構成）

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1)入会金及び会費
- (2)寄附金品
- (3)事業に伴う収入
- (4)資産から生ずる収入
- (5)財産目録に記載された財産
- (6)その他の収入

### 第49条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

### 第50条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

### 第51条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由のため、予算が成立しない場合、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて総会までの収入及び支出することができる。

3. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

### 第52条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、定時総会において承認を得るものとする。

## 第10章 定款の変更及び解散

### 第53条（定款の変更）

この定款は、総会において総正会員の4分の3以上の議決により変更することができる。

### 第54条（解散及び残余財産の処分）

この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の4分の3以上の多数をもって決議しなければならない。

3. この法人が解散により清算する場合において有する残余財産は、会員へ



の分配を行わず、総会の議決により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第55条（清算人）

この法人の解散に際して、清算人を総会において選任する。

#### 第56条（解散後の会費の徴収）

この法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

### 第11章 公告の方法

#### 第57条（公告の方法）

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第12章 雑 則

#### 第58条（委任）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 定 款 附 則

附則1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社

団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は、吉光 康朗とする。

# 一般社団法人 日田青年会議所運営規定

## I 一般社団法人日田青年会議所委員会運営規定

### 第1章 組 織

第1条 この法人の定款第8章第45条に基づき必要な専門事項を主として研究、企画、審議するために次の委員会を置くことができる。但し、理事会において特別委員会の設置を認定した場合には特別委員会を設けることができる。

1. 総務委員会
  - ① 総会、例会の運営
  - ② 財務管理
  - ③ 各種情報発信、定期的な会報紙の発行
  - ④ シニアクラブとの相互連携
2. まちづくり委員会
  - ① 未来につながるまちづくり事業
  - ② 行政、企業、団体との連携
3. 青少年育成委員会
  - ① 青少年育成事業
  - ② 献血事業
4. 拡大交流委員会
  - ① 会員拡大事業
  - ② 国際交流事業
  - ③ 卒業セレモニーに関する事業

### 2章 構 成

第2条 委員会は、一般社団法人日田青年会議所正会員により構成する。

第3条 委員会は、前年度末までに会員の所属希望アンケートを基礎として理事会に於いて編成する。

第4条 各委員会には幹事をおくことができる。

1. 委員長の任務
  - (1) 委員長は委員会を総括し、その運営に当たる
  - (2) 委員長は委員会を招集し、その議長となる
  - (3) 委員会決定事項を理事会に提案
2. 副委員長の任務
  - (1) 委員長を補佐し、委員長事故ある時は代行する
  - (2) 委員相互間の調整を図る
3. 幹事の任務
  - (1) 委員会の議事録作成
  - (2) 委員会への出席動員

(3) 事業推進時の連絡調整

(4) 事務局との連絡

### 第3章 運 営

第5条 各委員会は一般社団法人日田青年会議所活動について企画、研究、審議する。

第6条 各委員会で企画審議された事項は、理事会にはかりその実施を決定する。

第7条 実施決定の事業は、その委員会委員が中心となってその実施に当たり全会員の協力の下に推進する。

第8条 各委員会は定例会合をもち、必要に応じて随時開催する。

第9条 各委員会は定例会合の議事を書面または、音声記録媒体に残すものとする。

第10条 各委員会は実施した事業の日から5日以内に清算を済ませること。

第11条 各委員会は、前年度末迄に該年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出する。

第12条 各委員会は、年度終了後速やかに決算書を理事会に提出する。

第13条 本規定に定めない事項が発生した場合は、理事会に於いてこれを決定する。

### 第4章 管 理

第14条 定款その他の書類の備付

理事長は、定款、規定、規則および総会議事録を本会議所事務局に備えて置かなければならない。理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めた時は正当な理由がなくて、これを拒んではならない。

第15条 決算関係書類の提出

1. 理事長は、事業年度毎翌年1月に開かれる定時総会の2週間前迄に前事業年度における次の類を作成し、監事に提出しなければならない。

- ① 事業報告書
- ② 貸借対照表
- ③ 収支決算書
- ④ 財産目録

監事は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、その定例総会の1週間前迄に意見書を理事に提出しなければならない。理事長は、前項の監事の意見書を添えて第1項の書類を前記の定時総会会日の2週間前迄に、前項の書類を事務局に備えておかなければなら

ない。また、決算書類は監事の監査と理事会での承認が必要となる。その後、社員総会の招集通知に決算書類を添付する。理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由がなくて、これを拒んではならない。

2. 理事長は、毎年事業年度終了後、遅滞なく前項の書類を地区担当理事を

経て公益社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

## 第5章 入会に関する規則

第16条 入会希望者は所定の申込書に2名以上の推薦者連名の上、専務理事に提出のこと。

第17条 推薦者は原則としてJC歴2年以上とし、過去2年間の出席率が60%以上であることを要する。

第18条 入会は専務理事の書類選考の上、一般社団法人日田青年会議所定款第2章第8条に基づき理事会において決定する。

第19条 入会は毎年1月理事会より9月理事会までとし、それ以降の申し込み及び入会は原則として認めない。

第20条 本人が希望する場合は、正式入会前に3ヶ月間の仮入会期間を理事会の承認を経て、持つことができる。但しこの間に、本人が入会を希望した場合、3ヶ月を経ずして理事会の承認を経て入会することができる。

第21条 申し込み期間は、前年度10月より当年度9月理事会前日までとする。

第22条 推薦者は、入会者・仮入会者が社団法人日田青年会議所の活動や方針を理解し、積極的に参加するよう指導しなければならない。

第23条 新入会員は、大分ブロック主催の新入会員オリエンテーションに出席する義務を負う。

## 第6章 会費・入会金

第24条 会員は、入会に際し入会金を、又毎年度所定の納期に年会費を、次の通り納付しなければならない。

入会金	正会員	金 10,000 円
年会費	正会員	金 111,200 円
終身会費	特別会員	金 30,000 円

(1) 入会金は入会時期にかかわらず 金 10,000 円とする。

(2) 入会金の納期は入会を承認されてから1ヶ月以内とする。

(3) 年会費の納期は、役員は2月末日までに全額納入する事。一般会員は4月例会日まで全額納入する事。ただし、新入会員に限り、10月末日を最終納入期限として、分割(2回)納入の申し出があればこれを認める。

(4) 特別会員の会費は、制限年令に達した時に納入する。

第25条 7月以降に入会を承認された新会員の年会費は、入会が承認された月以降を対象とし月割り算出する。ただし、1,000円未満は切り上げる。

第26条 10月以降に仮入会を承認された者の年会費は、仮入会が承認された月以降を対象とし月割り算出する。ただし、1,000円未満は切り上げる。

## 第7章 会計年度

第27条 この法人の資産は、定款第9章48条49条50条に基づき理事会

において管理並びに運用方法を決議することができる。

第28条 この法人の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終る。

## 第8章 災害発生時の救護規定

第29条 この法人は、災害発生時において常任理事の承認を得、理事長の判断のもと人的、物的、経済的支援を行うものとする。

## II 一般社団法人日田青年会議所会員褒賞規定

第30条 目的この法人はJ C信条である修練、奉仕、友情の実践活動の昂揚をはかり且つ、J C活動に貢献した名誉をたたえるために褒賞を行う。

第31条 推薦

- (1) この法人の理事会は褒賞推薦書の提出期間を決定する。
- (2) 褒賞の推薦母体は次の通りとする。
  - ① 役員
  - ② 委員会
- (3) 各推薦者は所定の期日までに推薦書を理事会へ提出する。

第32条 審査及び決定

- (1) 褒賞の対象となる期間は当該事業年度に於ける功績について行う。但し、必要に応じてそれ以前の活動も考慮されることがある。
- (2) 理事会は、推薦者より提出された書類を審査し決定する。
- (3) 本規定に定めのない事項が発生した場合は理事会に於いてこれを決定する。

第33条 褒章の分類

- (1) 対象
  - ①会員個人（特別会員を含む）
  - ②委員会
- (2) 条件
  - ①会員個人
    - ア. J C運動に顕著な功績があった個人
    - イ. J Cの拡大に著しく努めた個人
    - ウ. 年間を通じ例会及び委員会に皆勤し又はこれに近い出席をした個人
  - ②委員会
    - ア. その活動がJ C運動に顕著な功績があった委員会
    - イ. 委員会開催数12回以上で年間出席率が70%を超える委員会
- (3) 種類
  - ①受賞者には賞状を贈る。但し副賞をつけることがある。
  - ②受賞者には賞品のみ贈ることもある。

第34条 褒章の方法理事長は理事会の決定に従い、12月例会などに於いて具体的褒賞理由を説明して褒賞を行う。

第35条 推薦の様式褒賞の推薦者は次の書類を提出するものとする。

- (1) 推薦書
- (2) 褒賞に値する推薦理由を詳細に説明するに足る書類
- (3) その他写真等の参考資料

## 一般社団法人日田青年会議所 役員選任の方法に関する規定

### 第1章 総 則

第36条 この法人の定款第4章第26条に定めた役員選任の方法は、この法人の運営規定の第2章総会における選挙による場合の規定、第3章総会における信任投票による場合の規定、第4章推薦による場合の規定の何れかによる。

第37条 その規定の選択は臨時総会において決定する。

第38条 役員は次年度理事長候補者の推薦により、総会において決定する。理事長、副理事長、専務理事、室長及びその他の業務執行理事は理事会において選任する。ただし、本規定に定めない事項については理事会において決定する。

### 第2章 総会における選挙による場合の規定

第39条 次年度理事長候補者選定において、理事長候補者への立候補者が複数の場合はこの規定による。

第40条 次年度理事長候補者の立候補者の資格は、次年度本法人に在籍予定の正会員とする。

第41条 立候補締切日の翌日を投票告示日とし、告示日から数えて3日以内に行う総会において、次年度理事長候補者の選挙を行うものとする。

第42条 立候補締切後、理事会は速やかに3名以上の選挙管理人、2名以上の投票立合人を投票により選出し、これを選挙管理委員会と称する。

第43条 選挙管理委員会は告示期間の各候補者の運動が本法人の会員としてふさわしいものであるよう公正に監督し、選挙全般にわたり、これを総括する。選挙管理委員会は、被選挙人の告示期間の運動や立候補の動機が本法人の本分を著しく侵害したと認めた場合、理事会、総会の承認を得ずして、被選挙人の被選挙資格を失ししむることができる。

第44条 選挙管理委員会は投票の際、これが公正、円滑に行われるよう管理する。

第45条 投票人は出席した正会員とし、代理投票もしくは不在者投票、委任による投票はこれを認めない。

第46条 選挙は選挙権を有する正会員の3分の2以上の投票をもって成立

する。投票が3分の2に満たない場合は選挙は無効とする。

第47条 開票は即日開票とし、最高得票者をもって当選者とする。但し最高得票者が有効投票の過半数を得ない場合は速やかに次点者と決選投票を行い上位の者を当選者とする。この場合、1位得票者が複数のとき本法人の在籍年数の多い者から1位とする。在籍年数も同一である時は年長者順に1位とする。

第48条 投票は、選挙管理委員会作成の投票用紙を用い、無記名投票とする。

第49条 次の投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの
2. 正規の書式に従わないもの
3. 判別不可能なもの
4. その他、選挙管理委員会の定めた規定に従わないもの

### 第3章 総会における信任投票による場合の規定

第50条 本法人の次年度理事長候補者の選任において、理事長候補者への立候補者数が1名の場合はこの規定による。

第51条 立候補者の資格については、本規定第2章第40条を適用する。

第52条 立候補締切日の翌日を告示日とし、告示日から数えて3日以内に行う総会において、次年度理事長候補者の信任投票を行うものとする。

第53条 立候補締切後、理事会は速やかに3名以上の信任投票管理人、2名以上の投票立合人を選出するものとする。

第54条 信任投票管理人の職務及び権限については、第2章第5条の選挙管理委員会の職務並びに権限に準拠するものとする。

第55条 信任投票管理人の職務及び権限は第2章第6条の項を適用するものとする。

第56条 投票人は出席した正会員とし、代理投票もしくは不在者投票、委任による投票はこれを認めない。

第57条 開票は即日開票とし、信任票が全有効投票数の過半数をもって信任となし、それに満たない場合は不信任となす。

第58条 立候補者不信任が総会において決議された場合、次年度理事長候補者の選定は、本規定第4章推薦による場合の規定を適用するものとする。

第59条 投票は、信任投票管理委員会作成の投票用紙を用い、無記名投票とする。

第60条 次の投票は無効とする。第2章第11条を準用する。

#### 第4章 推薦による場合の規定

第61条 下記の場合の役員の選任については本規定による。

1. 立候補締切日において次年度理事長立候補者がいない場合
2. 第3章の定める信任投票において不信任が可決された場合

第62条 本法人の次年度理事長は、選考委員会の推薦に基づき総会において選任するものとする。

第63条 選考委員会の構成定員数は10人以内とし、理事会において決定する。

第64条 選考委員の資格は次年度在籍予定の正会員とする。

第65条 選考委員会は選挙により選出する。但し、理事長は当然に選考委員となる。

第66条 選考委員の選挙は次に定める規定によりこれを行う。

1. 所定の投票用紙を用い連記制によって行い投票は無記名とする。
2. 委任による投票はこれを見とめない。

第67条 選挙の開票は即日開票とする。

1. 開票の結果得票数の多い者から順次選考委員の定数を当選者とする。
2. 最下位の得票者が2名以上ある時は本法人の在籍年数の多い者を、在籍年数も同じ場合は年長者を当選者とする。

第68条 次の投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの
2. 正規の書式に従わないもの
3. 判別不可能なもの
4. 連記数が選考委員の定数を超えるもの
5. その他本規定に違反したもの

第69条 選考委員会は選考委員決定後すみやかに開催するものとし議長には理事長がこれに当たる。

第70条 選考委員会は委員会において決定する選考方法に基づき、選考委員会も含む全会員中より次年度理事長候補者1名を8月までに選考する。

#### 第4章 推薦による場合の規定

第71条 下記の場合の役員の選任については本規定による。

1. 立候補締切日において次年度理事長候補者への立候補者がいない場合
2. 第3章の定める信任投票において不信任が可決された場合

第72条 本法人の次年度理事長候補者は、選考委員会の推薦にもとづき総会において選定するものとする。

第73条 選考委員会の構成定員数は10人以内とし、総会において決定する。

第74条 選考委員の資格は次年度在籍予定の正会員とする。

第75条 選考委員会は選挙により選出する。但し、理事長は当然に選考委員となる。

第76条 選考委員の選挙は次に定める規定によりこれを行う。

1. 所定の投票用紙を用い連記制によって行い投票は無記名とする。
2. 委任による投票はこれを見とめない。

第77条 選挙の開票は即日開票とする。

1. 開票の結果得票数の多い者から順次選考委員の定数を当選者とする。
2. 最下位の得票者が2名以上ある時は本法人の在籍年数の多い者を、在籍年数も同じ場合は年長者を当選者とする。



第78条 次の投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの
2. 正規の書式に従わないもの
3. 判別不可能なもの
4. 連記数が選考委員の定数を超えるもの
5. その他本規定に違反したもの

第79条 選考委員会は選考委員決定後すみやかに開催するものとし議長には理事長がこれに当たる。

第80条 選考委員会は委員会において決定する選考方法にもとづき、選考委員会も含む全会員中より次年度理事長候補者1名を8月までに選考する。

## 一般社団法人 日田青年会議所 会員慶弔規定

第81条 社団法人日田青年会議所正会員の慶事、弔事、病気、負傷、災害に対しては、下記によって祝金(品)弔慰金(品)見舞金(品)を贈る。

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| 1. 正会員の結婚      | 10,000円         |
| 2. 正会員の子息誕生    | 3,000円          |
| 3. 正会員の死亡      | 20,000円及び花輪を供える |
| 正会員直系の父母、子供の死亡 | 10,000円         |
| 正会員の配偶者の死亡     | 10,000円         |

4. 正会員の病気、負傷及び風水害、火災等の災害については実情調査の上、理事会にて決定する。

第82条 前条に定めた祝金(品)弔慰金(品)見舞金(品)を贈るに際し、実務は財務を担当する委員会の所管とする。

2. 該当事項発生したときは、財務を担当する委員会は理事長の承認を得て準備を行う。

第83条 該当事項発生したときは、前項金品贈呈のほか理事長の指名により慶弔、見舞いの訪問を行う。

第84条 賛助会員、特別会員、名誉会員及び事務局員の慶弔については、理事会の決定による。

第85条 この規定の定めのないもの、または必要が生じた場合はその都度理事会により決定する。但し、緊急を要する場合は常任理事において決定し理事会の事後承認をうることできる。